

平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第35号
兵庫県立大学工学研究科工作センター規程

(趣旨)

第1条 学生の実験・実習、教員の研究・実験等を円滑に実施するため、兵庫県立大学工学研究科に工作センター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実験実習の指導
- (2) 研究及び実験のための設備の製作並びに修理
- (3) 機械・設備等の充実
- (4) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関すること

(組織)

第3条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工作センター長（兼務教授。以下「センター長」という。）
- (2) 工作センター教員（兼務教員。以下「センター教員」という。）
- (3) 工作課職員

2 センターに次に掲げる部門を置く。

- (1) 機械工作部門
マシニングセンタ室、鋳造室、鍛造室、溶接室、機械加工及び手仕上室
- (2) ガラス加工部門
ガラス加工室
- (3) 電気工作部門
電気工作室

(センター長等)

第4条 センター長は、センターの業務を掌理し、センターを代表する。

- 2 センター長は、工学研究科教授会（以下「教授会」という）の意見を聴いた上で、工学研究科長（以下「研究科長」という）が選任する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。
- 4 前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター教員は、機械工学専攻会議の意見を聴いた上で、当該専攻所属の准教授または講師1名及び助教または助手1名をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 センターの運営を円滑にするため、工作センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの経理に関すること
- (2) センターの利用に関すること
- (3) センターの職員の人事に関すること

(4) その他センターの運営に関すること

- 2 委員会は、第3条第1項第3号に掲げる工作課職員の採用・配置にあたって、当該職員に求められる教育的観点からの技能内容について、別に定めるものとする。
- 3 センター長は、前項において定める技能内容について、工学研究科に係る事務組織の長とあらかじめ協議するものとする。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各専攻から1名ずつ選出された委員6名
- 2 前項第2号に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長はセンター長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の成立は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の運営を円滑にするため、工作課長及びセンター教員1名は、常時出席するものとする。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、工作課で行う。

(利用細則)

第12条 センターの利用に関する細則は別に定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に第3条第1項第1号に掲げる者または第7条第1項第2号に掲げる委員である者は、この規程によって選出されたものとみなし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。